

第十三回 参議院法務委員会會議録第六号

昭和二十七年二月二十一日(木曜日)午前十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君

委員

左藤 義詮君
長谷山行蔵君
岡部 常君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
刑政長官 草鹿淺之介君
法務府矯正 古橋浦四郎君
保護局長 齋藤 三郎君
中央更生保護委 員会事務局長 齋藤 三郎君
事務局側

常任委員会専門員 長谷川 宏君
常任委員会専門員 西村 高見君

本日の會議に付した事件
○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件(憲法改正等に関する件)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員の會を開きます。

本日は法務總裁が出席されておりますので、この際總裁に対して御質問を願います。

○伊藤修君 先ず第一にお伺いいたし

第四部 法務委員会會議録第六号

たいのは、法務總裁が就任第一声として新聞記者会見において語られたところによりますと、いわゆる独立後におけるところの日本のあり方として現行憲法の再検討を要するということを述べられております。そのうちにおいていわゆる再軍備の問題、知事公選の問題、並びに参議院制度のあり方についての問題等を例示せられておりますが、法務總裁は現在においてもなお且つこの信念を持っていられるのかどうか。若し持つていられるとするならば如何なる内容を持つていられるのか、どういふ点を改正するのか、この際明らかにして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今伊藤委員から私が就任第一声として憲法改正の問題を取上げたようにおつしやいました。これは全然誤解であります。多数の新聞記者が私に意見を申込みまして会つてゐる事実があります。その際に一新聞記者から憲法を改正云々の話が出たのであります。そのときにそういう問題がたまたまどうであるかというふうなことであつた。それは將來相當考へなくちゃならんじやないかというふうな話でありまして、私が憲法を改正する意思を持ち、又はこの点についてどう改正すべきであるというふうなことは毛頭も申しした事実はないのであります。列席の新聞記者もそのことは明言しておる次第であります。全く誤まり伝えられたものと御了承を願ひたい。

○伊藤修君 そりいたしますと、例へば一月十日の読売に書かれておる「憲法を全面再検討、木村總裁談、戦争放棄とは別に」と、こういうことは全然虚説を掲げておると、こうおつしやるのですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 全くその通りであります。

○伊藤修君 然らばまあ新聞掲載は虚報であるといひまして、今日の時勢に鑑みまして、又過日來本會議におけるところの法務總裁その他の御答弁を拜聴しまして、現在の憲法を改正する意思ありや、又改正するとするならば、どの点とどの点が再検討を要するとお考へになるか。その点をお伺ひいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今の段階においては憲法を改正するの必要はないと思つておるのであります。

○伊藤修君 過日來私は、巷間よく知事公選論について、現政府は知事公選を變へるがごとき言葉を述べられておるといふことを聞いております。又、参議院制度についても再検討をしようといふことをよく聞くのですが、これは法務總裁としては全然さういふ考へをお持ちにならないのですか、それとも又さういふ御意圖を幾分なりともお持ちになるのですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。私は十分に再検討する必要ありといふ考へは個人として持つております。併しどの程度の改正をすべきであるかといふことを申上げることは憚ります。併し政府といひまして

は、今の段階において参議院制度或いは知事公選制度について改正しなかりやならんといふまゝつた意見は何も持つておりません。

○伊藤修君 では法務總裁個人としての御意見を一つお伺ひいたし申し上げよう。どういふふうなお考への下にいわゆる新憲法を再検討しようといふお考へであるか。これは我々といひまして十分お聞きしておく必要があると思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は、この委員会において個人の意見を申し上げることは差控へたいと思ひます。

○伊藤修君 我々は、法務總裁が抱かれるところの思想傾向、或いはお立場、感覚といふものをやはり知る必要があると思ひます。でありますから、その一端をお伺ひする意味において、殊に重要な、かような問題につきまして個人の御見解をお持ちになるといたしますれば、その片鱗でも我々にお聞かせ願ふことは、以て今後におけるところの我々の國政審議の上において重大な指針を與えるものであると思ひます。この点重ねてお願いいたしたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は、この委員会において個人の考へといへども申上げることは憚りたいと思ひます。又伊藤委員と膝を交えて我々の個人としての意見をお互いに開陳する機会を作れば誠に仕合せであると、こう考へております。

○伊藤修君 然らばその問題はまあその程度にしておきまして、では私はこの際お伺ひしておきたいことは、最近の本會議を通じて政府各位の御答弁を伺つておきまして痛切に感ずるところであります。殊に一國の法務總裁としての御答弁を拜聴いたしました。非常に淋しい感じを持つたのであります。法務總裁も在野法曹としては錚々たるお方である。我々といひまして多年在野法曹として今日まで健闘して参つたつもりであります。我々が公務に携わる場合におきまして、又法廷生活をする場合におきましては、常に申すことはいわゆる法の尊嚴を維持するといふことにあるではないかと思ひます。これはつとに強調して参つた次第であります。我々の行動は、必ずこれを中心にして常に行動をなされておるものとお考へるのです。してみますれば、我々は法律の存在といふものに対してまして、これを飽くまで尊重しなくちゃならんと思ひます。いやしくも法律の解釈をする場合におきましては、牽強附會な解釈を加えたり、或いは常識に反するがごとき解釈を加えるといふふうな方ばかりは排せなくてはならんと思ひます。例へば法廷におきまして判事にも、或いは列席の各位にも失笑を買ふがごとき法律解釈を以て弁護するとするならば、これは國民の信頼を失ふことになり、延いて以てその弁護人の人格をも疑われるのであります。よく言う三百代言的な言辭であると云つて一笑に付せられ、劣等視せられることは……かように嚴格に

今日においては世間の批評というものは、法律生活をなす者に対して非常に尊敬の地位に立たしむべく努力をし、我々みずからも努力をしておると思うのであります。にもかかわらず法務総裁は、一朝、朝に立つた場合におきまして、その御答弁を拜聴いたしますと、私は如何にも歎かましいと思ふのであります。というのは、憲法第九條におけるところの「陸海空軍その他の戦力」という解釈に対しては法務総裁の御答弁は誠に奇異に感ずる。少くとも法律生活をなす者に対しては納得の行かざるどころの解釈であります。殊に一般国民に対しましては影響というものは重大なものがあらうと思ふのです。私はこの際「その他の戦力」という文字に対するところの法務総裁の一つ御見解を、この際はつきりお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 法律家としてのあり方を伊藤委員からお述べになりました。私も弁護士生活約四十年、法の前にては極めて厳密に、又極めて公正にこの事務を取扱つておりますことを断言して憚らないのであります。私が法務総裁になつたからといって、法を曲げて解釈するというような氣持は断じてないといふことをここに率直に申し上げます。只今憲法第九條の「戦力」という解釈についての御質問であります。私は、この「戦力」とは申すまでもなく憲法、いわゆる平和憲法におきまして、再び太平洋戦争のような愚をなさしめないといふ根本精神から発足したといふことは疑いもないところであります。そこで問題の憲法第九條第二項の「戦力」というのは、この意味において、再び太平洋戦争

争のような愚をなさしめないという、そのところに根本精神が置かれたものと解釈いたしております。そこで第九條には「陸海空軍その他の戦力」は、これを保持しない」と掲げておることは明瞭です。つまり「陸海空軍その他の戦力」いわゆる近代戦において戦争を遂行し得る有効適切な能力、こう私はこれを解するものであります。従つてこの能力問題は恐らく時代によつて變つて来るであらうでしょう。併し現段階におきましては、これは今警察予備隊の問題は出ておりませんが、少くとも戦争を遂行し得るような能力を持つ編成整備を備えたものでなければならぬ、私はこう解釈いたします。

○伊藤修君 どもも只今の御答弁では、本會議における御答弁と何ら變るところがない。私のお伺いいたしますことは、いわゆる陸海空軍は例示的のものであつて、これはもう明らかであります。その他の戦力という文字の中には、いわゆるこれを限局して考える必要は毫末も認められない。あなたの仰せのように、近代戦に適応するがごとき戦力を指すものである、而もそれは時代の進展によつて解釈すべきものである。こういうお考えは納得できません。この表現から申しましても、いわゆる「その他の戦力」と言つて、何らの制限、制約も設けていない、いわゆる天然資源であらうが、人的資源であらうが、或いは機械設備であらうが、戦争遂行に必要なあらゆる力はすべてこれに包含せられると解釈することが正しい解釈であることは、これは一般憲法学者においても是認するところではないでしようが、殊に立法當時の情勢から考え合せましても、占領軍

は日本国民が持つところのあらゆる武器を剽奪している、あらゆるその生産工場を破壊している、いやくも軍事力を助成するがごとき設備、物、すべてこれを破壊し去つたのではないでしようか。いわゆる「その他の戦力」というものをことごとく日本国土から拂拭したのが當時の情勢である、これから考え合せましても、この「その他の戦力」というものはさういふ広汎なる戦争遂行に必要なところの力となるべきものは、すべてこれに包含するものであると考へられたのではありませんか。殊に今日の世界の軍備を通過いたしましても、例えばスイスのごとき、いわゆる一朝動員すれば五十万と称せらるるこのスイスの軍備が、近代戦に適応しないといふ意味において、軍備でないといふ否定し去ることが果してできるでしようか。勿論スイスは永世中立を標榜しているが故に攻撃力というものは持たない、防備力のみを重点を置いて整備されている。今日の日本の予備隊のごとき整備である、或いは政府が今日考へている予備隊の整備以下のものであると言つてもあえて過言ではないと思ひます。かような整備を持つスイスの軍隊もなお且つ軍備として國際法上認められることは當然の帰結ではないでしようか。又南朝鮮におけるところの無裝備軍と云ふところのあの脆弱な軍隊も又、軍隊としてこれは國際法上認められるところであつてはならぬと思ふのです。およそ「その他の戦力」のうちに、こうしたものはすべて包含せられる。例えば或る一定の規律の下に訓練を施し、これに統率者を頂く場合におきまして、これが一朝戦時の場合において切替え得るところの集

団的なものであるをば、これ又「その他の戦力」として包含せらるることには當然の解釈と言わなくやならぬです。かように考へて参りますれば、この憲法制定當時におけるところの立法精神といふものは、「その他の戦力」としてあらゆるものをここに包含せしむる趣旨であつたことは當然な解釈と言わなくてはならぬと思ふのです。これを今日突如として、法務総裁が、いわゆる近代戦に適応するがごとき戦力を言うのだといふ一つの制約をつけるということは、私は法の解釈として余りに独善的であり、独断的であると思ふのであります。解釈の飛躍と言わなくてはならぬと思ふのです。さうな飛躍的解釈といふものは、よく國民の納得の行くものではないと思ふのです。法は人類の生活の下に存在するのであつて、法の下に我々が生活を営む場合におきまして、その生活と法との一致といふことは考えなくやならぬ。奇想天外な解釈といふものは、それ自体、法の解釈といふことは言えないのであります。あなたに申上げることは或いは釈迦に説法かも知れません、如何に法務総裁が現政府の下に椅子を占められるといへども、我々は法律家としていまだ少し正しい解釈の下に國民の指導をなさなくてはならぬと思ふのです。常に法の下に生活する、殊に責任のある者といひましては、政党党派を超えて毅然として私は法の解釈を曲げることなく推進することが望ましいと思ふのです。法務総裁の地位のあり方といひましては、設置法にある通り、内閣におけるところの法の最高顧問としての存在の地位を保たれておる以上は、この点について、私

はこの際、法務総裁の反省を促したいと思ふのです。この点に対するところの御解釈を一つお伺いいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) いろいろ御意見を伺ひましたが、スイスの軍隊のことも出たのであります。私の知る範圍においてはスイスの軍隊はこれは空軍を持ち、戦車隊を持ち、一個の十分なる編成の下に整備された軍隊と承知しておるのであります。日本の予備隊のごときものは全然その性格なり内容なりを異にしておるということとを承知しております。で、問題は、現在のいわゆる警察予備隊が憲法第九條の戦力に相当するや否やと、これが核心であらうと考へております。そこで、この日本の警察予備隊なるものは予備隊令にも掲げられてありますように、日本の内地の治安のために設けられたものでありまして、その内容、整備、ことごとく治安の目的にのみ利用されることと考へております。決して戦いを遂行するの能力もなければ、その目的をも有してない、従つて私は、憲法第九條の戦力にあらずということと断定しておるのであります。

○伊藤修君 私は、別に警察予備隊についてまだ御質問してないのです。原則論を先ずあなたと一つ研究いたしたいと申上げておるのです。現在の警察予備隊は、果して憲法九條のいわゆる戦力に相当するかどうかといふことはまだ問題にしていないのです。先ず原則論を私はお伺ひしておるのです。警察予備隊が云々だから憲法九條に違反しないと、こゝろ御答弁では、私の質問に対しての御答弁とは何れもない、私は原則論を言つてゐる。或いはスイスの整備がさういふような精彩を

持つということも私も見て参りました。併しそれは日本におけるところの今後のあり方といたしまして、法務總裁の曾つての答弁をお伺いしますれば、或いは飛行機を持つ、戦車を持つ、大砲を持つ、それでもいわゆる戦力ではないのだと、軍隊ではないのだというような御答弁があつたようにも拜聴いたしますが、それは又あとの問題でありまして、私の今お伺いするところは原則論をお伺いしておるのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今国会で問題になつておる、又世間でいろいろ批評されておるのは、警察予備隊の問題であります。かるが故に私は警察予備隊の問題を核心として申上げたのであります。憲法の解釈につきましては、これは恐らく最高裁判所において最後の解決は下されるものと考へております。私の意見といたしましては、今申上げますように、憲法第九條二項の戦力とは、戦争を遂行し得る有効適切な内容を有した編成と裝備を持つたものであると、こう考へております。

○伊藤修君 有効適切な裝備を持つたというものは「その他の戦力」と、こういう御解釈に出るその原因、理由をお伺いいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは私の解釈ではありません。理由というのはこう解釈すべきであるということでありまして、それは意見であります。

○伊藤修君 あなたは法律家に似合はしからぬ御答弁だと思ひます。それじや御答弁ならん。自分はこう解釈するということとは、こういう理由がある、こういう理由があると、文字解釈から言つてもこうだ。又立法解釈から言つてもこうだ、いわゆる理論から言

つてもこうだと、あらゆる論議を示してこう解釈するのだというのでなければ納得できません。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は初めから言つております。いわゆる憲法第九條は戦争を放棄するんだから、戦争遂行をするのを放棄した。その根本精神から出ておることである。従つて戦力とは、戦争を有効適切に遂行し得る内容、能力を持たなければこれには入らない。そこに私の論議がある、憲法の精神から来ておるのです。

○伊藤修君 今のあなたのその御説明から申上げますれば、いわゆる戦争遂行を阻止するためのあらゆるあれだと言ひなれば、なお更だ然「その他の戦力」として解釈に入るものと考へなければならん。あらゆるものが入ることになるんじやないか。あなたの戦争遂行ということとは、いわゆる原子爆弾を想像した戦争のみを考へておられる。この戦争というものは私がこゝで繰返して申上げるまでもなく、いわゆる今日の近代戦から考へますれば、上は原子爆弾による近代戦争がありまして、下は拳銃によるところの小銃り合の戦争から始まることもありまして、一発のピストルを撃つことによつて宣戦が布告されることは今日の歴史が証明して余りあるところでありまして、あえて、最初から原子爆弾を投下しなかつたら戦争と言ひ得ないと、然らば法務總裁の御見解のごとくするならば、原子爆弾を投下したときに初めて戦争が開始されたのだ、それまでは戦争でないのだ、小銃り合ひだ、それは事変だと、曾つての近衛内閣のごとく、いわゆる戦争を現に遂行しつづけるのを、それは事変だと言つて牽強

附会の議論をして、今日台湾におけるところの講和問題においてそれが重点になつておるような結果を招来しておる。さうな理窟がどこにありまして。曾つて日露戦争ですか、日清戦争ですか、仁川において砲声一発したときに、宣戦布告の前か後かによつて、仁川砲撃の時に戦争開始か、宣戦布告の時に戦争開始かという問題を国際法上残しておることもあるでしょう。或いはセルビアにおいてピストルを撃つたときに、そのときに歐洲大戦が始まつたのか、或いはドイツがベルギーあたりに侵入したときに戦争が始まつたのか、そういうような問題を生ずるのではないでしようか。だからいやくも戦争という場合におきましては、戦争の定義といたしましては、国の主張を武力という手段によつて解決せんとする行動を開始した時に初めて戦争といふものが開始されるのです。して見ますれば、その武力行使の規模、内容、状態というものの大小にかかわらず、戦争という認定は国際法上十分立ち得るものであります。いわゆる近代戦争が熾烈に開始されなかつたら戦争じやないという御見解は、国民は納得できない。してみますれば、いわゆる戦争の内容については、あなたの言うような戦争ばかりはあり得ないといふことも考へなくちゃならん。例えば今日インドシナにおいて、ホー・チミン軍が進んでおる場合におきまして、いわゆる近代戦争といふものがなされておるか。併しこれも戦争と認定すべきものじやないでしようか。してみますれば、立法當時から考へたことは、あらゆる武力を行使して国際紛争を解決する手段に供することを阻止するた

めに、「その他の戦力」ということも書き加えたもの考へなくちゃならんでしょう。してみますれば、あなたの仰せのように、近代兵器を持つたところのものでなかつたら戦争ではないという「その他の戦力」ではないという解釈は、私はどうもあなたの解釈は余りに飛躍し過ぎておつて、国民は狐につままれたような感じを持つと思ひます。よく新聞紙上でこの点を水掛論と言ひおつて、両者の言うことが……いわゆる国民が聞かんとすること、政府が答弁することの間に、大きな開きがあると言わなくちゃならんし、この開きを飽くまで残すということとは、我々は法治国民といたしまして、国民に非常な悪い影響を與えるが故に、私はここにしつこくあなたにお尋ねしようとするのであります。私は率直に、むしろ政府は、敗戦以来、我々は七カ年の間辛苦に堪えて来た、而して列国の間に伍して、世界生活に一歩足を踏み入れるんだ、その場合において我々は独立国家としてみずから武力を持たなくちゃならん、自衛力も持たなくちゃならん、併し攻撃力は持たないのだと、堂々と述べて、私は差支えないと思ひます。そう行くべきが本来じやないでしようか。頭隠して尻隠さずのような、殊更に世界に向つて或いは今日の世界情勢におもてか、殊更に戦力は持たない、軍備は持たないといつて、一面においてはお尻からすぐわかるような、軍備を持つような方向に進みつづつあるというとは、如何にも私はあり方として歎かわしいことだと思ひます。国民はそれに対して非常な危惧の念を懷く、又今後におけるところの国民の法的生活の指導とし

ては、よろしきを得ないと思ひます。この点に対する御見解を今少しお伺いしたいのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 戦争勃発の初めにおいては、従来例のあるごとく、一発の拳銃でも戦争は起つたでありまして。或いは一振りの匕首で以て戦争が起ることもありまして。併し戦争とは只今伊藤委員の仰せになりましたように、いわゆる国際紛争解決の手段としての武力……。それを行使しないということでありまして。国際紛争解決であります。それが端緒となつて国際紛争になつて来ることもありまして。その国際紛争解決の手段としての戦力を持つたぬといふことであります。ただ單にいくばくの武器を持つたからと言つて、それが直ちに戦争を誘発すべきものなからうと私は考へる。戦争というその段階に行つて、その戦争を有効適切にやる能力、いわゆる戦力は、憲法第九條によつて持たれないと、こゝ私は解釈しておる。そこで問題は、いわゆる国際紛争解決の手段としての戦力でありまして。その戦力たるや、戦争を有効適切に遂行し得る内容、裝備、編成を持つたものである、私はそう解すべきものと思つております。

○伊藤修君 九條の二項のいわゆる「その他の戦力」といふものは、これは前項の前段にかかるか中段にかかるか、後段にかかるかは、學者の間に説がありまして、いづれにいたしましても国際紛争の解決の手段としての戦力を否定することは間違ひないと思ひます。解釈上、この文字の限りは、いわゆる自衛のために持つところの戦力を否定してはいないことは、學者間の一致

した見解であるのです。併しその二項の後段におけるところの交戦権の放棄によつて、自衛のための戦力をも我々は放棄してゐると解釈することが今日の通説であると考えられます。第九條は第一に戦争を放棄し、第二に武力による威嚇を放棄し、又武力行使を放棄し、第三にはその他陸海空軍その他の戦力を放棄し、第四には交戦権を放棄してゐる、我々はあらゆるものを放棄して、丸腰になつて世界の平和を希求してやまないといふことを世界に宣言したのであります。いわゆる侵略を放棄するところの憲法は、世界の例はたくさんありますが、そうでなく受身の場合をも放棄したといふのは世界稀に見るところのいわゆる進歩的憲法として当時世界各国に対して我々は誇つたと思はれるのです。又憲法審議の際におけるところの吉田茂氏の答弁、その他金森徳次郎氏の答弁、政府委員、関係者の質疑応答をここに持つておきますが、これによつても明らかにさういふことを堂々と貴族院におきましても衆議院においても述べておるのです。でありますから、今日の憲法解釈としては当然私は今私が申上げるときものでなくてはならぬと思ふのです。それを今日たゞ／＼アメリカの、世界情勢の変化により、曾つては日本を恐れ、日本のあらゆる軍備の放棄をなさしめて置ながら、今日アメリカの太平洋政策、アジア政策の一環として日本の人的資源或いは物的資源を第一線に動員する必要に迫られ、以て憲法解釈をそこまで推し進めて日本に戦力の用意をなさしめようとするあり方は、政策としては或いは是認してもよろしい、政策としてはそこも考えられるで

しょう。併し日本の憲法が厳然として存在する以上は、この憲法を改正することなく、ただ牽強附会の解釈の下に、これを推し進めようとするあり方は、我々法的生活を志する者としては納得行かない。でありますから、私は法務総裁がこの際その解釈を一擲して將來漸増して、日本のいわゆる警察予備隊といふものの強化をお圍りになるといふならば、現在のことを言つておるわけではないのです。將來さういふあり方に推し進めようとするならば、憲法を改正して、さうして国民の輿論を問うて、その下に堂々として自衛力の必要欠くべからざる範圍において、いわゆる戦力を保持することが好ましいと考えるのです。この点に対する法務総裁の御見解を伺つて置きます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今後國際情勢の変化、その他の推移によりまして或いは憲法を改正するの必要を生ずるかも知れませんが、只今の段階におきましては私は憲法を改正するの必要はないと、こう考えております。

○伊藤修君 本會議の御答弁ならいざ知らず、委員会における御答弁は、それでは少くとも法務委員会におきましては私は納得しないと思ふのです。私は法務総裁のお人柄についてとやかく言ひわけではありませんが、どうも本會議における御態度、答弁振りが、拜聴いたしまして非常に官僚的であり、ファツシヨ的である。國民と共に政治を議し、國民と共にすべてを説合して行こうといふお考えが乏しいように拜聴される。大橋元法務総裁はお若いのでありますけれども、十分納得の行くまでお互いに話し合つて來られた。私は政界は異にいたしますけれども敬意

を表しております。在野法曹として木村氏は我々敬意的である。そのお方が一朝朝に立つて今のような御答弁では少くとも我々としては承服でき難い。今少しく詳細に御答弁を煩わしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) いや、私は率直に言つておるのであります。將來國際情勢の変化その他の推移に鑑みて或いは憲法を改正すべき時期があるかも知れませんが、これはさう私は考えております。併し今の段階においては憲法を改正するの必要はないと、こう考えております。これでありませう。私は何も率直にこう言つておるのであります。婉曲な言葉を使うことは下手かも知れませんが、私の信念として率直に申上げておるのであります。

○伊藤修君 余り……その点の論議は後日に譲ることにいたしました。

併し私は一言申添えておきたいことは、私は私心虚怯、あなたのために、日本のために私は申上げるのです。私たちがなさんとすることは、それが日本の國家のために必要欠くべからざるということなら警察予備隊の増強もよろしいでしよう。或いは自衛力を保持するために最高の限度の兵力を保持しなれることもよろしいでしよう。それならそれとして率直に國民の前に私はそれを申し開けて、その方向に進むべきことを示唆する必要があるのではないかと申すのです。今日憲法を変えるとか、変えないとかいふ問題でなくして、今の解釈としては当然無理がある。併し現在の程度ならまだ解釈の範圍においてこれを遂行できるが、將來飛行機を持ち、大砲を持ち、戦車を持つ、又裝備を強化し、人員も二十万乃

至三十万、即ち十個師団乃至十五個師団を持つという形を以てなかつそれが警察予備隊で御座候と言つて煩りをして通るというあり方は我々としては認できません。少くとも法務総裁としてはさういふ段階になるならば憲法改正の要がある。併し現在漸増の程度であるのであつて、この段階においては現在の憲法の枠内において賄えるのだといふ答弁ならば我々は承服できるのですけれども、そのお考え方を私はお伺ひしたいと思ふのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今伊藤委員の仰せの通りであります。これはさういふ國際情勢の変化もあり、又率直に申上げかねるようなやはり事情にあるのではないかと申す。いわゆる國際關係といふものが微妙であります。従つて今の段階においては警察予備隊程度のものではあつて、これは憲法改正の必要はないといふことを申上げるのであります。従つて國際情勢の変化、その他推移を見まして或いは警察予備隊程度ではないのかいのである。いわゆる憲法第九條の戦力に相当するやうな裝備を持たなくやならぬといふやうな段階に來ますれば勿論憲法改正の必要はあることと考えております。併しその時期といふやうなことはなかなか我々は今容易に推測はしかねるのであります。輕々にさういふことは言え得ないと、こう申上げる。

○伊藤修君 その問題につきまして、さういたしますと法務総裁のお考えといたしましては、今日の警察予備隊が或る程度に達しまして、いわゆる「その他の戦力」として認められる時代において憲法改正の要があるといふことをお考えになつていらつしやる、こ

ういうふうに拜聴してよろしうございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) その通りでございます。

○伊藤修君 いや、その問題は又他日に譲りまして、本日はそれくらいにしまして、次に治外法権の問題についてお尋ねしたいと思ひます。これは法務総裁にお尋ねじやないのですが、虚偽の報道ではないと思ひますが、二月十八日の朝日新聞の報道によりますと、いわゆる米側の裁判権といふものは當分の間いわゆる地域外においても持つといふのであります。さういふ点は非常に我々として重大な事項に属すると思ひます。でありますからこの際行政協定の過程におきまして治外法権問題についての程度進んでおるか。又衝に當つておいでになりませんか。或いは直接それはわからぬ、目下交渉中だといふやうなことであるならば、法務総裁としてどういふやうな意見を開陳されて、これを示唆して勸告していらつしやるか、當然の職責と考えられるのですが……でありますから私はこの際、法務総裁として治外法権問題についての今日のまでの過程及び内容を率直に一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) この治外法権の問題は誠に私も重大だと考えております。そこで今までの直接私は交渉の任に當つていないのであります。が、交渉の今までの段階におきましては、いわゆる今後駐留軍の施設内の犯罪につきましては、この犯罪と申しますのは軍人、軍属、その従属者についてであります。それは向う側で、米側で捜査、逮捕して、さうしてその裁

判権を向う側に持たせる。それからそれ以外のいわゆる普通人につきましては、向う側で逮捕いたしまして、そうして身柄をこちらに引渡して、こちらの裁判権に付する。それから日本地域内、いわゆる施設外で行われた犯罪、これは米軍人、軍属、従属者でありま

するが、これはこちらで捜査し、逮捕する、そして向う側に引渡しして向う側の裁判権に付する。ところが今交渉の経過であります。この点につきましてはこちらの裁判権に属せたいという意見を持つております。そして今その点については交渉中でありま

す。それから勿論この施設外の普通米人、いわゆる軍人、軍属、従属者にあらずものは勿論こちらで捜査、逮捕し、こちらの裁判権に付する。それから米軍の施設内で行われた日本人の犯罪については向う側で逮捕して、身柄をこちらへ送付して、そして日本の裁判権に付する、こういうことである

なつていゝとさほど変りはないのじやなかろうかと、こう考へております。

○伊藤修君 第一にお伺いしたいことは、只今御説明の過程にありまじたいわゆる地域外における犯罪のアメリカ軍人、軍属に対するところの犯罪について、現在の交渉の過程においては、法務総裁自身もそれに対しては納得できないから交渉中であるというお説で、御尤もだと思ひますが、私はこの新聞が伝へるところによりますれば

これを自分の間施行するといふようなことが、朝日新聞の十八日付で出ておりますが、若しそのような結果になるとするならば、これこそ私はいわゆる属国として、いわゆる四等国として、曾て見ないところの、不名誉極まることろの国際地位に置かれる大前提となるものと言わなければならぬ。私がここで申上げるまでもなく、治外法権の屈辱といふものは国民は血を以てあ

な考へ方を持つて、願ひするといふような考へ方は以てのほかだと思ひるのであります。これは国民の将来のあり方として、嚴として我々の正しい要求は貫き通すだけのやうな氣概を持つて頂きたいと思ひます。これは非常に重大な問題であるのであります

すから、どうかこの点は最後まで一つ法務総裁一身をかけても死守して頂きたいと思ひます。今日、形においては近く二十カ国近くの大使の交換をしようといふ、國際法上一等國としての待遇を日本には與へるらしいのです。して見ますれば、その一等國としての國際場裡において我々が生存する場合に、内にあつては治外法権の屈辱に甘んじておるといつたものでは、我々として世界を闊歩して歩くわけに行かない。將來の日本國民としてのあり方としては、かような屈辱に甘んじて

することは到底忍びがたいのです。どうかこの点は一つ我々の考へのごとく裁判権は、是非その点は日本にとるべく御努力を賜りたいと思ひます。いゝわゆる捜査権だけを我々がもちつて、裁判権を向うに、與へるというならば何にもならないのです。矢を向うにとられて名だけをこちらがもちろ。今日我々が問題にするのは捜査権じやないのです。その裁判権なんです。國民の權利義務を制約するところの國家權力、司法權力といふものを我々の手に持つて、外國の手に持たせるかといふ重大な問題である。主權の活動がその範圍において制約されるのでありますから、これは懸念たる問題

じやないのです。捜査権のごときものを我々がもちつて、そして裁判権を授けやうといふやうなやり方は、國民として忍びがたいのでありますから、この点は最後まで一つ御主張賜りたいと思ひます。それから私は基地内に於けるところの軍人は別といたしまして、軍属及び家族といふものに對しましては、これは屬人主義をとらずして屬地主義において、日本において裁判権を持つべきが當然ではないかと思ひます。國際法上から申しましても、若しさうな基地内におけるところの家族及び軍属といふもの

の裁判権を、アメリカが持つといふことになりますれば、その基地はいわゆる租借地になるのです。租借地と言つて何ら憚るところはない。少くともこれも私は日本の司法権の下に服させし、ことが當然なことではないかと思ひ、この点に對するところの一つ御見解をお伺いしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御尤もな御意見であります。それで結局その軍人從屬者の範圍如何という問題になつて来ますが、これは成るだけ縮小した範圍において取極めたいと、こう努力しておるのであります。それからもう一つ言ひ落しましたのが、いわゆる施設内の犯罪で、向う側の犯罪でありましても、これが日本側にとつて重大なる影響を及ぼすやうな犯罪については、こちらに引渡して、こちらの裁判権に服せしめるように、今努力しておるのであります。

て認めることについてやぶさかではないです。併し、それ以外については本來の國權の活動の範圍内に服せしめるというところは、これは當然なあり方ではないかと思ひます。昨日のあなたの御答弁でしたか、いわゆるアメリカは日本の國法を尊重すると言つておる

といふやうな言葉でありましたけれども、これは國と國が相手國の國內法を尊重することは當然のことです。言ひを待たない。日本人がアメリカの國法を尊重し、アメリカ人は日本の國內法を尊重することは、當然なあり方でありま。問題は、尊重するが、その法律の下に裁判に服するか服しないかが問題でありますから、この点に對しては十分御考慮を賜つて、どうか懇請ではなくして、堂々と我々の持つところの主張といふものを貫き通して頂きたいと思ひます。若しそれに服さないかつたならば行協定には判を捺さないといふくらいは御覺悟を持つて頂きたいと思ひ。

○委員(長(小野義夫君) ちよつと議事の進行について申し上げますが、本月法務總裁は正午までに止むを得ない御用があるやうであります。午後二時半から三時半まで御出席になられるといふことでありま。どうぞそのおつもりで質疑を御繼續願ひします。

○伊藤修君 そすると、民事裁判権についてはどうなつておりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 大體民事裁判権は、日本の裁判権に服することになる模様であります。

○伊藤修君 そすると、基地内におけるところの假に爲替管理法違反であるとか、関税法違反とかいふやうなもの

のが起つた場合には、それはどうなるのですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 刑事事件は今の原則で行くようでありませう。

○伊藤修君 そうすると、そういうような直接軍と関係のあるような問題でも、刑事事件の場合においては当然それは一切今の原則で行きますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そうです。これは国際慣例もあるようでありませうが、私はまだそこまではよく国際慣例を調べておりませう。国際慣例なんかを十分検討してやつておるようであります。

○伊藤修君 よく往々にいたしましたし、従来我々が体験いたしましたところによつても知るところですが、いわゆる軍の下に、軍需の袖に隠れて国内法を脱法する、又それを日本国民が利用するといふようなことは往々にあります。又これらの外国人が殊更に自己の持つところの地位環境といふものを利用して、そして不正な利得を圖らんとする者もあり得ると思ふのです。こういうような者に対しては、いわゆる軍であるといふようなことを以て直ちにこれが治外法権の範疇に属さしむるということは、好ましくないと思ふのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今私はそこまで何しておりませんが、十分研究いたしましたして御趣旨に副うようにいたしますしやう。

○伊藤修君 この問題は、まだ細かいことはたくさんありますけれども、まだ

だあなたも交渉中のことであられますし、どうか相当のおかたが皆おいでになられますから、御研究の上で少くとも悔を残さんように成果を擧げて頂きたいと思ひます。

次に、いわゆる平和條約第十一條によりまして、戦犯を日本国家が引継がなくなつてやらないですが、その場合に、これに対するところの国内法規は、お出しになるように思つておりますが、大体の今日の御構想としてはどういふふうになるおつもりですか、その概念だけでもお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(草鹿淺之介君) 講和條約第十一條に基きまして、戦犯の刑の執行の問題でございますが、殆んどこの成案はできております。ただ一、二点につきまして、関係側と目下折衝をやつております。この点はまだ意見の一致を見ておりませんけれども、我々の考えをいたしましたしては、三月初旬頃までには国会に提出する運びに持つて行きたいと思つております。この大体の内容は、従来戦犯に対して向う側がやつておりますやうな処遇の問題、それからこれらに対する赦免、減刑、仮出所といふやうな、こういう今やつておりますやり方をできる限りそのままこちらでもやつて行きたい。その他この国際慣例上認められまして処遇なんかにつきましては、できる限りこれをその処遇でやつて行きたい。こういう考えの下に成文化いたしております。

○伊藤修君 そういたしますと、今の御説明の下に推察しますと、執行だけを日本国政府が引受けるという形になるように伺えますが、そうすると外国

裁判を日本政府が引受けて執行できるという憲法上の基礎をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(草鹿淺之介君) これはもう講和條約第十一條から、もうすでに御承知と思ひますけれども、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾しておりますので、この受諾しまして、「且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。」この十一條に基きまして、あの執行を日本側で引受ける、こういう考えでやつています。

○伊藤修君 そうすると、いわゆる條約は憲法に優るといふ根拠を持つておやりになつておられるわけですか。

○政府委員(佐藤達夫君) その問題は、先に平和條約の批准のための御審議がこちらでございました際に、参議院でもたしか問題に出まして、大橋法務総裁からお答えしたと存じます。その点は要するに敗戦といふことから来ます講和條約といふものの特殊性として止むを得ない問題であります。憲法の上に出るとか、憲法の下にあるとかいう問題とは別個の問題であるといふふうに考えております。

○伊藤修君 いわゆる敗戦という結果から止むを得ないものとして我々は受諾せざるを得ない。これは事実です。事実が事実でよいが、その事実が日本の国民生活の下にどうして受入れられる根拠があるかといふことを伺ひわけですが、少くも我々は国民に対して、それは憲法の上にござらうだ、それは條約の上にござらうだといふうちに、然らば條約と憲法の間はこの解釈でござらうのだといふ、やはり納得の行く

べき説明をしなければならんと思ひます。ただ、あなたの仰せのように、敗戦という事実によつて止むを得ないのだといふだけではどうも納得行きかねるのですが、どうですか、法務総裁。

○國務大臣(木村篤太郎君) これはやはり今佐藤法務総裁意見長官から答弁があらうかといふに、憲法が條約に優先するとかしないとかいふことは別問題として、とにかく敗戦後の処置として、こういうことを條約に規定することは止むを得なかつた状態だと、我々はこう考へて、そしてその下にござるだけの処置をとつて行きたいと考へております。

○伊藤修君 これは條約の上から申しますれば、まさに仰せの通りであります。併し憲法においては、いわゆる日本国民は裁判によるにあらざれば、その自由を拘束されないとすることが保障されておるにもかかわらず、それが日本の裁判によらずして身体を拘束されることがあるといふことは、それは條約からされるに違ひありませんが、憲法の上からどういふふうになるののでしょうか、こういうことを私はお尋ねしておるのです。国民もまさにその点を聞きたがうでしやう。ただ敗戦といふ事実によつて止むを得ないのだ、これは止むを得ないことは私もよくわかりま

○伊藤修君 法務的によつて、それはわかりませんが、法律的にどういふ意味において我々が拘束されなくちやならんかといふ納得の行く何かあなたのお考えを一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 勿論今仰せになりますように、日本の憲法では日本の裁判権に基いて刑が執行さ

れる、これは当然のことです。外国の裁判のものを日本でこれを執行するといふことは、憲法上の根拠はないのであります。併しながら申し上げた通り、この條約に基いて敗戦國としてこれだけのことはどうしても引受けざるを得ない状態になつておりますので、これは我々ではござるだけの手續を経て処置したい、こう考へておるの

○伊藤修君 話がいつまでたつても堂々めぐりみたいになります。だから條約上それは引受けざるを得ない、これはわかりませう。併し国内法上、憲法上どうそれを説明すべきか、処理すべきかといふこと。然らば條約は憲法に優つておるのだといふ解釈上からこれをなさるのか、どういふ根拠においてなさるか。ただ條約で與えられた義務だから履行しなくちやならんといふだけではどうも納得できかねるのです。今後執行の上において問題は起り

はしないでしやうか。これは條約においては止むを得ないのだと言つて突つ放せるでしやうか。少くとも今後数年の間果敢拘置所にあれを拘置してお

くといふことは予測される。或いは可及的にこれが解放されるかも知れませんが、少くとも或る日限は拘置されるのですから、その間におけるところの法的根拠といふものが、ただ條約によつて與えられた義務だから履行するのだといふだけでは国内法的にどうしてこれを拘置しておけるかといふ基礎を一つはつきりしておいて頂いたほうがいいのじやないでしやうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは、いづれこの問題につきまうては先ほど刑政長官から申上げましたように、法

務省が

法務省が

法務省が

律の成案ができませんから、そのときに又申上げたいと思います。

○伊藤修君 その問題は後日に残しておきます。然らば執行を受諾してこれを執行して行くのでありますが、その場合におけるところの解釈その他が、いわゆる従来と同様若しくは国内法と同様に取扱つて行くというお考えは今の所どうなんでしょうか。いわゆる現在の日本国民の刑務所に拘置されておられる者は、副食費が十五円とか十七円五十銭で、あらゆる、主食物を入れて四、五十円のものである。聞くところによりますと、東郷の場合におきましては一人前百五十円、到底我々の国民生活にふさわしからざるどころの高級な生活をしてゐる。これを乏しい国家財政の下に今後継続される意思でありますか。

○政府委員(草鹿淺之介君) この点につきましては我々のほうにいたしましては、できるだけ限りの従来の特遇に近い線を維持して行きたいと、こういう考えから大蔵省その他と折衝を重ねましたが、とても今までのような特遇を與えるということは財政上やその他から困難でございますけれども、一日百円程度、或いはそれよりも少し上のところという見当で考えてやつております。

○伊藤修君 もう一点だけそれに関連して伺つておきますが、そうするといふゆる講和條約成立の発効時において日本国が引受けるところの戦争犯罪人の数というものは、どのくらいを予定

していらつしやるのですか。現在千二、三百人おるようですが、このうちどれだけを引受けるという予定の下に皆まは御計画を立てていらつしやるか、その点を伺いたい。

○政府委員(草鹿淺之介君) これは申すまでもありませんが、講和條約の効力の発生します日時と、それまでにおきます向う側で現在やつております仮釈放になります人数に影響されますけれども、大體講和條約発効が三月下旬或いは四月上旬ということに仮定いたしました。最近での向うの仮釈放をいたします数から大體計算いたしますと、およそ千人くらい残るのじやないかという、これは海外におります者は一応別といたしまして、現在おります人数で残る者は約千人内外であらうという予想の下にやつております。

○伊藤修君 まあその問題はいずれ法案が出ることでございまして、その際に詳細又伺いすることにいたします。

○政府委員(草鹿淺之介君) この点については、御承知の通り、又前法務総裁も二、三回聲明しておりましたが、いわゆる講和條約発効時、三月末と存じますが、そのときにおいていゆる恩赦を出しになることと思ひますが、この恩赦の範囲はどの程度までなさるつもりでありますか、その時期を、いわゆる講和條約の発効の日と

いう御趣旨になるか、或いは四月一日という御趣旨になるか、この点を一つお伺いしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 実はいろいろ影響するところが大きいものでありますから、時期もまだはつきりしてないのです。はつきりしていませんが、大體講和條約の発効の時といふこ

とを考えておるのです。それから範圍の問題、これは実は微妙な点があるのです。我々の氣持をいたしましてはできるだけ範圍にやりたい、こう考えております。併しこれはどこまでやつて行くかということになると、それは今後のいろいろ微妙な点があることは御承知の通り。それを相當考慮に入れて、犯罪が行われた何もありましたし、それから具体的にどういふもの、どういふものと、いふことを今率直に申上げるとは差控えないと思ひます。併し少くとも相當の範圍を考へておるのです。それを発表する時期が、非常に今申上げますように微妙な点がありますので、申上げかねるというこを御了承を願ひます。

○伊藤修君 時間がありませんから……まあ法務總裁も在野にいらしたから、私が言うまでもなくよくおわかりのことと思ひますが、全国のこの恩赦を待ちわびておる関係者が数万人おるといふことは御承知のことです。が、恐らく相當数のものがこれを鶴首しておるのです。でありますから、裁判もその意味において遅々として進まざるものがたくさんある。最高裁判所においてそれを予想して握つておる。それも数千件ある。これらは速かにその発効と同時に解決して、いわゆる裁判の促進が事実上行われることを考えますから、これは少くとも私は相當廣範圍に行わねばきことの大原則としてお考えを煩ひたいと思ひます。

それからもう一つは、これは画期的な、時代を画するものであります。日本は新しくここに新日本として発足するのでありますから、いわば建國の第一歩を踏み出すと言つても差支えないと思ひます。又先に貞明皇后がお

かかれになつた時に、国民感情から言いますれば、恩赦のあり得べきことを期待しておつた、といふことを考え合せなければならぬ。又過去におけるところのいわゆる十名近くに至るところの不当な為政者の指導の下に戦争というものが遂行され、その戦争遂行のためにこれに反対するものはすべて刑罰に処せられておる。こういうことを我々我々考えなければならぬ。いわゆる戦時立法であるところの總動員法に基くところの違反行為といふものは、この際挙げてこれは免責すべきではないかと思ひます。又これに対して処罰を受けたものに対してははその前科を拂拭すべきではないかと思ひますが、いわゆる戦争協力を要求するために作られた法律の違反といふものに對しましては、今日の段階におきましてはそれはむしろそれを強いたものが違反者、戦争犯罪人になつたのですから、協力しなかつた違反者はこれはむしろ今日の時勢に合うところの人々であると言わなければならぬ。併しその時代に於ける法律違反であるからその処罰といふことは止むを得ないといひました。これに對しましては今度は少くとも全面的に恩赦の手段をすべきではないかと思ひますが、その他の犯罪に對しましても法務總裁の仰せのごとく微妙な点がありますから、この点、どういふ点といふことは私は指摘しませんが、これは十分最大限にこの恩赦の途を譲られることが私は當然だと思ひます。その点は在野法曹としての経験豊かな木村法務總裁におきましては十分画期的なものを一つ御執行あらんことを切に希望しておきたいと思ひ

ます。重ねて一つ御奔走を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 十分御意見として考慮いたしたいと思ひます。勿論御承知の通り今度の特赦法は昔のものとは全然その構想を異にしておりまして、いわゆる國の慶事についての何ではあります。皇室の慶事についての何ではあります。皇室の慶事といふのは御承知の通りそうたくさんあるわけではないのです。私の知る限りにおいて憲法公布、その他二、三です。皇室の御慶事について大赦が行われたのは明治天皇の崩御の時でありました。今度は日本が本當に獨立國家としての再出発をする時でありましたから、本當の慶事であると考えております。ですから御趣旨によく副うように成るべく範圍に亘つて喜びを共にしたいと、こう考えております。

○委員長(小野義夫君) それではこれで午前中は打ち切りまして、午後は二時半から再開いたしたいと思ひます。

午後零時六分休題

午後二時五十三分開会

○委員長(小野義夫君) 只今より委員会を開会いたします。

午前中に続きまして法務總裁に對する質疑を願ひます。

○宮城タマヨ君 私は五つ六つの問題につきまして、簡單な問題でございませうけれども、法務總裁にお伺いしたいと思ひます。

法務府の機構改革の点につきまして、最近新聞がときどき報じておりますこと、私にとつても非常に重大な問題があるのでございまして、それは犯罪者予防更生法によつて更生保護委

とを考へておるのです。それから範圍の問題、これは実は微妙な点があるのです。我々の氣持をいたしましてはできるだけ範圍にやりたい、こう考えております。併しこれはどこまでやつて行くかということになると、それは今後のいろいろ微妙な点があることは御承知の通り。それを相當考慮に入れて、犯罪が行われた何もありましたし、それから具体的にどういふもの、どういふことを今率直に申上げるとは差控えないと思ひます。併し少くとも相當の範圍を考へておるのです。それを発表する時期が、非常に今申上げますように微妙な点がありますので、申上げかねるというこを御了承を願ひます。

○伊藤修君 時間がありませんから……まあ法務總裁も在野にいらしたから、私が言うまでもなくよくおわかりのことと思ひますが、全国のこの恩赦を待ちわびておる関係者が数万人おるといふことは御承知のことです。が、恐らく相當数のものがこれを鶴首しておるのです。でありますから、裁判もその意味において遅々として進まざるものがたくさんある。最高裁判所においてそれを予想して握つておる。それも数千件ある。これらは速かにその発効と同時に解決して、いわゆる裁判の促進が事実上行われることを考えますから、これは少くとも私は相當廣範圍に行わねばきことの大原則としてお考えを煩ひたいと思ひます。

それからもう一つは、これは画期的な、時代を画するものであります。日本は新しくここに新日本として発足するのでありますから、いわば建國の第一歩を踏み出すと言つても差支えないと思ひます。又先に貞明皇后がお

かかれになつた時に、国民感情から言いますれば、恩赦のあり得べきことを期待しておつた、といふことを考え合せなければならぬ。又過去におけるところのいわゆる十名近くに至るところの不当な為政者の指導の下に戦争というものが遂行され、その戦争遂行のためにこれに反対するものはすべて刑罰に処せられておる。こういうことを我々我々考えなければならぬ。いわゆる戦時立法であるところの總動員法に基くところの違反行為といふものは、この際挙げてこれは免責すべきではないかと思ひます。又これに対して処罰を受けたものに対してははその前科を拂拭すべきではないかと思ひますが、いわゆる戦争協力を要求するために作られた法律の違反といふものに對しましては、今日の段階におきましてはそれはむしろそれを強いたものが違反者、戦争犯罪人になつたのですから、協力しなかつた違反者はこれはむしろ今日の時勢に合うところの人々であると言わなければならぬ。併しその時代に於ける法律違反であるからその処罰といふことは止むを得ないといひました。これに對しましては今度は少くとも全面的に恩赦の手段をすべきではないかと思ひますが、その他の犯罪に對しましても法務總裁の仰せのごとく微妙な点がありますから、この点、どういふ点といふことは私は指摘しませんが、これは十分最大限にこの恩赦の途を譲られることが私は當然だと思ひます。その点は在野法曹としての経験豊かな木村法務總裁におきましては十分画期的なものを一つ御執行あらんことを切に希望しておきたいと思ひ

考えて頂かなければならない点だらうかと思つてゐるのでございますが、まあそういうふうな少年法をめぐりましての問題は幾多ございまして、その意味におきまして、やつぱり少年法を毎国会にいじつて行かなければならぬという結果になるのじやないかという真れもなしてゐるのでございまして、これも又一人の少年について考えて見ますという、私どもは、今日の殊に少年に對しましての取扱は、どこまでも矯正保護を以て、もうその一本槍で行かなければならぬと思ひます。うな点から、子供が方々でいじり廻されてゐるのじやないか。まあこの虞犯少年にしましても、犯罪少年にしましても、警察で、それから警視庁に行つて刑事が、その次に家庭裁判所に行つて審判官が、それから今度は鑑別所に参りまして鑑別所の職員、それから少年院に参りますとしますと、少年院において又この職員に、あつちこつちいじられまして、そうしていよいよ、警察官の手に渡りまして、少年保護司の手に渡つて、本當にいよいよ社会人として子供が取扱われますときまで数えて見ますという、八回ぐらゐの難関があるのでございます。そうしてその難関で取扱う人が十分教育の、考へてございまして人々ばかりとは限りませんので、結構職を申ししますことも覚えて来ます。そうして職が本當になつて来まして、年々原籍、姓名を偽稱いたしておりますようなことも、余り上手にすらすらと言いますから、どつちが本當かわからないほどもう嘘も上手になつて来るというところは、たくさん難関を潜つて参ります子供といひまして、これはまあ悲しいことでござい

ますけれども、本當じやないかと思つてゐるのでございますが、こういふ一人の子供の取扱から考えまして、一つここに根本的な子供を良くする、たとえ不良でも、虞犯少年でも、犯罪少年でも、とにかく日本の将来を背負つて立つてくれるべき子供を立直すという意味において、どうしてもここに根本的な政府の考へをお立て下さいまして、殊に現職職は保護の面はよくおわかりでいらつしやいますから、この際私は大機構改革を一つ子供ののためにして頂きたいという念願を持つております。それは勿論厚生省や労働省、文部省その他の官庁とも非常に連関のある子供の問題でございまして、私は願われましてことなら法務府に行きまして法務府関係、或いは裁判所関係で取扱う子供は、もう全部犯罪少年という烙印を押されるというふうな感じを持たせまうことも大変惜しいと思ひます。これは今日の憲法によりましては、裁判所に送らないわけには参りませんけれども、その他のものにつきましては、これを一つ一丸とされて、こゝで新たに少年庁と申しますか、児童庁と申しますか、一つすべての子供を、犯罪児だけではなくして、養護施設にやります者も、教護施設に容れなければならぬような者も、又少年院、少年刑務所に行つたというふうなものも全部その種類の子供、或いはその他の教育、單に文部省の教育の面というふうなところばかりでなく、機構をできるならまとままして、一つ児童庁とでもいふようなものを作りまして、子供たちのために非常に助かるのじやないかというふうな願ひを持つておりますのでございまして、一つそれらの

点につきましての法務總裁の御意見を拜聴して頂きます。
○國務大臣(木村篤太郎君) 只今誠に事情に即した御意見を承りました。私も御存じの通り相当の年数の間、司法保護委員をやつておりました、子供を手なづけて来た経験もあるものであります。なか／＼容易ならん仕事であります。が、国家的に見て有意義な仕事と考へましてやつておつたのであります。前々からこの法務府の關係と厚生省の關係との間が密接に行つていなかつたという噂は聞いておるのであります。が、實際にどの面において齟齬扞格を來たしておつたかという実情については、残念ながら私は調査しておりません。そこで今仰せのごとく、これを一本にして、將來國家を背負うべき少年が、強力な体制の下にこれを育成して行くという考へは至極御尤もかと考へております。裁判所、檢察庁、法務府關係、この關係についても、率直に申しますと、よくわかつておりません。この家庭裁判所の關係なんかも、うす／＼は聞いておるのであります。が、実情はどうなつておるのか実は知らないのでございます。今御意見が出ましたので、よくその辺のことは調査いたします。できる限り一本にまとめて、そうして犯罪を行つた子供も、又嫌疑ある子供も、或いは普通の子供も、これをよく育て上げて行くという方面についての考へ方は至極御尤もだと考へております。十分に調査いたしまして、善処したいと考へております。

○宮城タマヨ君 次の問題は、刑務所内で生まれます乳兒の取扱についてでございます。並びに妊娠して受刑いたします婦人の問題なんぞでございますが、昨年の暮に、現に刑務所で育てられて母親のふところ、受刑者のふところ育てられております子供は四十三人かあります。そうしてその子供たちが、まあお乳や或いはおむつ、着物といふたような点につきましてもいろいろ問題がございまして、それはちよつと今日の問題にはいたしません。今日は生れまして刑務所では九一カ年母親の手で育てられることになつておるようであります。ところがこの育てられております乳兒が、これはもう原則としていたしまして生後一カ年くらい母親の、実母の乳を飲ませることが子供のためにいいとされておりますが、この受刑者の母の手で乳を飲ませ、あの中であつて育てることについて、法務府當局はどういうふうにお考へになつておりますのですか。実は刑務所で育てました子供をあと預つて育てております人の話を聞きますと、この子供たちが普通のいわゆる養子に出まして育てますときに、丁度あの刑務所の中は穴の中のようなものでございまして、穴の中の魚がだん／＼目が退化して目が見えなくなると同じように、世の中に出ますと、まぶしくて／＼目の目を拜むということが子供時代にできないので泣いて困る。それからいま一つの原因は、あの刑務所の中にあのにおいが好きで、養子のよい空氣では子供が泣いて仕方がないといふことを、本當に育てております素人が申しておるのであります。このことは本當に素人の目にも映ります問題でございまして、それほど、まあ三つ子の魂と申しますか、赤ん坊の魂に私は大変なものが植

付けられるのじやないかといふことを心配してゐるのであります。そこでこの問題を一つ何とか解決して頂きたい。私は余り広い範圍ではございせんけれども、外國の一部分を見ました経験からお申しますと、私の見た範圍におきましては、刑務所の中で女囚が子供を産んでおる所はございせんでした。すべてこれは別の病院なり或いは産院においてお産をさせる、そうして或る時だけ母親の乳を與えるときもあるし、全然母親から放してもつとよりよい母親を、よりよい環境を子供のために選びまして、そこで子供を育てるというのがこれは私は世界の傾向だらうかと思つております。それと比べますと、この中に、たとえこの一年に百人足らずの子供だと仮定いたしましても、この子供たちに対して非常な問題でございまして、一つは、この刑務所の中で生まれますと、勿論刑務所で生まれたといふことは戸籍につきませんけれども、刑務所の番地がちゃんと載るのでございす。そうしますと、知る人ぞ知る、やはり刑務所の中で生まれたといふことには変りはないのでございす。これは子供の將來にとつてどんなものでございまして、うかうかといふことを非常に私は恐れております。そこで私はやはり今非常に政府の困難な財政の中ではございすけれども、たつた一つの刑務所と分かれた産院でも、その他の病院でもよろしうございすから、生まれ出ます子供たちのために一つの施設をどうしてもこうしても最近に作つて頂きたい。その産院で生まれて、そうしてそこで或る程度まで育つて、よりよい境遇の子供を育てて

もらういわゆる里親制度でも何でもいいのでございすから、この子供たちのために一つお考えをお願いしたいと思います。法務総裁の御意見なり政府当局の御意見を一つ伺わせて頂きたいと思ひます。或いは又そういうものに対してすでに準備がされておりますでしょうか、どうぞございませう。

○政府委員(眞藤謙之介君) 最初の御質問にお答えいたします。これは我々といひましたも、刑務所の中で生まれました子供を育てるだけ早く刑務所じやない一般社会の中で育てて行くようにやりたいと考えておりますが、現在のところ甚だ遺憾でございす。

なか／＼その施設がございせん。將來は我々の考えとしては、何か適当な、刑務所のあの構内じやない所に、適当なそういうた收容施設を作つて行くことができると、こう考へて研究をいたしておりますが、現在予算關係その他の制約を受けて、なかなか我々の理想を実現することができないような状態でございます。そこで我々といひまして現在では得る限り、厚生省の關係のいろいろな施設を活用する、こういう考へでやつてゐるのであります。この厚生省關係のいろいろな施設もこれ又、今御承知のように、極めて貧弱な、殆んど施設らしい施設がないような状態でございます。この点仰せのように何とか近き將來そういうことをやつて行かなければならない、こう考へております。で、まあそのほかにこれは母親のほうに條件のかつておりますものは、例えば仮釈放の措置のできる限りとつて行く、こういうようなことも考へておりますが、いずれもこれらは根本的

な処置ではございせんので、何とか根本的な解決をいたしたい、こう考へてやつております。

それから子供の番地も、仰せの通り子供の將來にとりましても非常な問題でございす。これ又今後余りにつきりと嘘をつくわけにも行きませんので、例えば刑務所と、この刑務所長官舎が番地がついておます。官舎には、所長官舎の番地を適宜借用するとか、便宜上そういうような考への下にやつておますけれども、余り嘘を言うというわけにも行きません。これも何とか將來考へて行きたいと思つております。

○宮城タマヨ君 厚生省關係の施設が若し幾分余裕がございしたとしましても、それに託するというのが又問題のもとになると私は思つております。それでございすから、厚生省關係の施設以外に、どうしても受刑者を收容する意味において、これは子供を生み、育てる僅かの間でございますから、全国的に一つあつて、そう大きなものは必要だらうと思つております。これはどうぞ早い機会に是非御考慮したいと思つてございす。それから一年から一年半ぐらゐの間が人間の一生で一番感受性の強いときだと學者は申しておりますが、この強いときを、あの刑務所の中で、あの空氣の中で、あの境遇で育てるということは、これは國家の立場としても、子供に対して相済まんこととございすので、これだけはどうぞ、重ねてお願い申上げておきますが、早いところでお手当して頂きたいと思ひます。

○政府委員(眞藤謙之介君) 少年刑務所においては少年院におきまして矯正保護をやります。ゆゑに、仰せの通り少年院等における模範生を作るためじやございせんので、言ひましても健全な社會人を作り出して社會に送る、これが第一の目的でございすので、我々もやはりそういう感じがいたすところとございすから、十分御意見の趣旨を体しまして、できるだけ我々も御趣旨に副うようにやつて行きたいと思つておます。

○宮城タマヨ君 ところで少し細かい点についてお伺ひしたいのでございす。が、社會に順應するようなものを作りますという点につきましては、一体少年院、少年刑務所、又普通の刑務所もそうでございすけれども、あの作業といふもの、仕事といふことが非常に問題じやないか、殊に仕事をいたしまして得るところの作業費、こういうものについて今のところでは本當に問題にならない少量のものを頂いておるようでございますが、あれは何かと近い將來に手をお打ちになる御意思がございすでしょうか、どうでございすか。

○政府委員(眞藤謙之介君) 作業資金につきましては、やはり僅かながらも大蔵省から増額を認められて、漸次多くを與へることができるようになつておます。併しまだ一般の社會の資金等に比べますれば誠に少いのでございすので、將來もその増額について十分に努力をいたしたいと思つておます。なおこの作業に關しまして、外に出てから勤務の癖がつきますような教育的な立場でその作業に従事させたいという方針をとつておます。

○宮城タマヨ君 社會ではちよつと使おうと思へば、いい生活をしようと思へば、自分の欲求を満たそうと思へば、やはり一生懸命働けといふような結果にもなつておるのでございすけれども、あの中ではどうしても子供らは陰日向があつたり、或いは怠けたりといふようなことは、働いても／＼そんなものは全部國家に納めるものだから、大変これは教育上にも悪いと思つてゐるのでございす。實際私が願うところはあの刑務所の被服にしましても刑務所の食事にいたしましても甚だ相済まない。殊に大きくなり盛りの子供らに對して、憲法の線に副つて行きましても全く人権蹂躪ではないかといふ考へを持つかうい、子供たちはばらばら着ると申しますが、晝も夜も同じ着物を着まして、作業場からそのまま子供は寝なければならぬ。洗濯しようと思つても着替へないから、そうしてどうしてもこうしても洗濯しなればならぬためには、洗濯をする間震えて待つてゐるというやうな、そういう極端な所の中に見受けたやうなことがございすから、まあそれでございせん。一部分だけでも洗濯をする間着替へるといふたやうな程度でございす。これはそこで慣れていても無理だらう、被服の点についてもそうでありまして、又夜具などの点につきましても、最近集團逃走したときした少年院なんかを調べましたときに、寒いので逃げたという場所が一、二カ所ございしたので、勿論御當局は御存じだと思ひますけれども、まあそれほどでないまでもいたしまして、せめて子供たちは一人々々寝させませんと、あの年頃の子供たちは大抵の所で三人を一つのふとんとしうに、或いは一つのふとんに二人が入るといふやうな状態でございます。非常に恐るべき結果のございすやうな問題も起るかと思つておます。が、いずれにしましても、この被服に世間では考えられないやうな状態でございます。だからできますなら、この作業費を相當に支拂ふことにいたしまして、これはどうぞ作業費の收入は

國家に入りまして國家が支出をするのでございますから、これは直接に子供のものとして、子供の着物も買つて着る、子供がときには夜具もできたら自分で作るだけの働きをし出すというふうな、それはどつちに流用しても結果としては同じやないかと思ふのでございますが、そういう方向に持つて行くということが、つまりこの社会生活に近付ける一つのことで……最も近い生活において近付けることじやないかというように考えておりますが、一体この被服や夜具について、今二十七年度の予算にはどのくらいを計上しておいででございますようか。

○政府委員(草鹿淺之介君) 仰せの通り現在の実情は誠に不満足な実情でございませう。これは申すまでもなく戦時中、戦後におきまして、統制関係その他値段の關係等いろいろな事情がございましたが、最近これらの点も次第に改良されて参つておりますので、至急にその改善を考えております。改善の方針としましては、何と申しましても少年のほろが成人と比べますと發育盛りでございますので、消耗の度合い等も成人よりはひどいわけでございます。そこで品物の割当等にいたしましても、我々のほうとしましては成人よりも少年のほうに量を多く、そして獨先的に行くように考えてやつております。一般的に申しますと、大体戦前の状態にまで辛うじて復し得るのじやないかと思ひますので、二十八年度まで要することになつております。これに御承知のように、戦前の状態と申しても、これは決して満足な状態じやございませませんが、この戦前の状態に復すものにすら二十八年度まで待たなければ

いけないというような状態でございます。来年度の予算も昨年と同額の予算を請求しておるはずだと思います。

○宮城タマヨ君 時間がございませんから改めて被服のことにつきましては伺いたいと思っておりますが、今度はちよつと食事のことでございますが、極く最近、去年の暮にもございましたが、少年院、刑務所等数カ所に参りまして、どこに参りましたもどうしてても副食費が足りないということを訴えられております。最低は一日二円、或いは最高は五円くらい増額されなければどうしても賄つて行かないという事だつたのでございます。それは見ま

すといふと、二十四年六月でございませう。すかの法務總裁からのお達しによりまして、少年院、少年刑務所を他の一般の刑務所についてのカロリーの指定があつていたのでございませうけれども、あのカロリーの、法務府から出ても、あのカロリーのカロリーの綴りに、今は非常に物価が高くなつておりますので、最低のものゝいたしまして、ともあの当時指定されました副食費では賄えないというので、自然に二円或いは五円という毎日の不足が出来ることだらうと思つております。それで被服の点よりもつと子供たちへ切実に応えまする食べ物の少し点つきまして、どうかしてもう少し人間なみのものを食べさせてやらなければ人間になれないのじやないかということをしみる。考えているのでございしますが、ここに、これは当委員会に配されたものによりますと、警察予備隊の一日の副食費というのは五十九圓、何がしかになり、海上保安庁は五十二圓、刑務所は十五圓、少年刑務所は

八円五十銭、拘留所は十三円五十銭、それから国立の教護院二十四円、それから又国立病院の一日の副食費は五十二円というような統計によつて見ても、特にこの少年関係のものは、刑務所もそうでございしますが、これは刑務所は非常に大きい貼いでござい

すから、幾分かそこに余裕が出るかと思つておりますけれども、小さい規模の少年院なんかでございまして、本当にこれだけの副食費を以て栄養を攝り、子供を、一番の肥り盛りの身体を作つて行こうということは到底不可能なことであると思いますが、殊にどこでも問題になっておりますのは、子供にお八つがやりたい、たまでいいから

お八つがやりたいということを院長がたが訴えてお出でになります。勿論子供はこのお八つが欲しいのでございます。又先だつて京都の少年院に参ります。したところが、院長は医学博士のかたでございますが、そのかたが子供を可愛可愛がつていらつしやいましたが、子供にお八つをねだられまして、それでお八つがやりたいと思うけれども、毎日の食費にも困るのだから、考えまして塩を嘗めさせているということでございます。塩を嘗めさせて水を飲んでゐる。若し普通の家庭でございしたら、お菓子はやれないけれども、砂糖を嘗めさしたということがありますが、塩をなめさしても喜ぶという、こういう賄ひ方によりましては、とも所期の目的は達せられないと思つておりますが、まあ毎日のお八つは勿論いませけれども、先ず第一は副費をせめて二円、願えれば五円、殊少年関係の所に増額して頂きたい。

れから願われれば一週間に一遍、或いは月に二週くらい、多少甘いものを子供に食べさせてやるような、一つ予算措置をして頂きたいということを願っておりますけれども、この辺についての何かお考えがございまして、予算措置ができてついでにまいしよか。

○政府委員(草鹿淺之介君) 来年度の副食費の予算につきまして、大蔵省と折衝いたしました結果、これは成年のほうも平均してでございますが、一人当り二四の増額を大体了承してくれみという事になつております。あとの甘いものの点につきましても、これけもうできる限り十分考えてやつて行きたいと思つております。

○宮城タマヨ君 最後につづ加えさして頂きます。それはこの間暮に私ども法務のほうから笠松の中間刑務所に参りまして、女の年齢三十五歳以下の人々が收容されております。模範的な囚人が、それに少女の特別少年院がございましてのですが、一緒に経営されてゐるのでございますが、ここでは業者の寄付によりました特別な施設、特別な仕事、特別な仕事と申しますといふと、機械織りをいたしておるのでございまして。ここでできます毛織物はさておきまして、木綿のいわゆる洋服地のゼンガムをたくさん娘の子供たちが織っておりましてのでございますが、私は、さぞこのボロを着ております子供たちが、あの囚人の着物を着ております子供供たちが、こんなきれいな布を着る分の手で織つて、そうしてそれを朝晩見ておりましたら、さぞこれは着ただらうな、盗む子はいませんかと聞きましたら、幸いにまだ一週も一人も盗んだという人はいませんという

とを聞きまして、私はむしろ不思議に思いました。どんなにかこの子供たちが自分の手で織つております着物が欲しいだらうと思ひましたので、これは何とか一つ予算を組んで頂いて、せめて出ますときでも、世の中の娘が着るような、アツパツパでもよろしうございますから、着物一枚だけでも持たせて出してやりたいということをお願いしたのでございますが、この点は一つただ作るものが着せられるということだけではなくて、一般の娘の子、又少年に對しましては、少年相当のものを出るときだけでも一つ着せて出すということを先ず手始めにやつて頂きたいと思つておりますが、その点のお考えを一つ法務総裁にまゝめてお答え、願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) いろ／＼この施設の改善についての御希望を伺いまして、誠に御尤もであります。何分にも予算關係がなか／＼我々の思うようになりませんので、併し御趣旨の点については十分我々再検討いたしまして、来年度からの予算面については、努力いたしまして、そういう少年の取扱方についても施設の改善を図つて行きたいと、こう考えております。

○宮城タマヨ君 甚だ長くて恐れ入りますが、齋藤局長が見えておりますようですから、一つ中央更生保護委員会
の成績について極くざつとでよろしう
ございますから承わりたいと思いき
す。殊に先ほども法務總裁に伺いま
したら、幾分この点について搦いでお
りますようで、私は非常に心配してお
りますので、御報告願いたいと思いま
す。

○政府委員(齋藤三郎君) 中央更生保

護委員会は、少年のプロベーションとパロールと、それから大人のパロールと仮出獄と保護観察、こういうことをいたしております。対象になります保護観察の人員は漸次減らして参つておりました、殊に少年保護の年齢が十八歳から二十歳に引上つてから、ともに事件が殖えて参つております。現在職員は千人余りで、そのうちこの仕事の本当の保護観察という面を担当いたしております保護観察官は、少年と成人と合せまして五百人からちよつと切れるような状況でございます。現在では七万人くらいの人を保護観察いたしておりますが、到底担当し切れないような状態でございます。幸いに全国に保護司法によりまして認められております民間の協力者、保護司の法律上の定員は五万名あります。実際には選考その他で四万五千くらいと存じますが、このかたが、が大体一人半くらいの対象者を担当しておられます。このかたが、が非常に御熱心におやりになつておられますので、僅かの職員であります、この制度を行いましてから、やや統計的にも成績を挙げています。保護観察のうちの一つの大きな部分を占めます、仮出獄を許された保護観察をいたしておりますその人々の取消の数字におきまして、この制度を始めました当時は一〇%をちよつと上廻つておりましたが、この制度を行なつてから仮出獄の取消の分が毎年減つて参つておまして、現在では六%くらいに下つております。少年のプロベーションの場合も、家庭裁判所から、少年院に入れないで、社会にお

いてまあ保護観察をすべく決定のあつた少年、これについての成績はまだ十分な仮出獄ほどの低減率と言いますか、その間に事故を起す率は減つておりました。これは先ほど宮城委員が仰せられたようないふ、な機構が、曾つての少年保護の機構が少年審判所に統一されておつた時代と変わりました。審判機構が、機能は家庭裁判所へ行つて、法務府とは別個の役所がいたす。それをこちらで執行を受ける。その間にパトロールの引渡し等においてまだ十分スムーズにと言いますか、スムーズというよりも、事務的な関係で、決定があつてから保護観察を開始する間にやはり若干のズレがございます。ひどいところでは数ヶ月間、その間空白があつたという例がございます。それから、その点を改善いたして参るならば、もう少し成績を挙げるとはなにか、かように存じております。その他この保護観察のほかに、中央委員会といたしましては恩赦制度が、新憲法の下において、刑事政策の面から主として恩赦をいたす、こういうことに恩赦法が変更されて、結局諸外国でやつておるやうに、やはりパロール、プロベーションを実施する官庁が同じやうな観点からこの恩赦を考へることが適当であらうということで、恩赦法の改正によりまして中央委員会が内閣にそれを申入れ、そして内閣が決定せられる、こういうことになりました。漸次この恩赦の制度も一般に普及いたして参りまして、件数がだん／＼殖えて参つております。昨今では常時三十人乃至四十人くらい恩赦の申入れ出願、或いは刑務所長からの申請がございま

て、これらを中央委員会で処理して参つております。大体さうな事情になつております。○宮城タマヨ君 保護司法によりまして、保護司の数は五万四千にたつたと思ひますが今委員がございますので、四万何千と、ちよつとつたやうですが、それは人がないのございすか、必要なのでございすか。○政府委員（齋藤三郎君） 件数が殖えて参つておりますので、人は是非ともフルにおきたいのでございす。保護司法によりまして、定員は五万二千五百といふことになつております。但しこの仕事は従来の恩恵的な保護というよりも、刑事政策の一環として施設に容れるといふことは最後の切札であつて、施設に容れる前、或いは施設に容れても成績によつては期間中に條件付きで社会に出す。そして本人の改善更生を図る。こういう刑事政策の面で、従ひまして場合によつては取消することもある。こういうことになり得るもので、よほどその人によろしきを得なければ、不測の又被害をもたらすこととございす。さうな関係で保護司法におきまして、そのときの知事さんであるとか、或いは裁判所長さんであるとか、検事正といつたやう／＼な各方面の代表的な方がお集りになつて、選考委員会をお作りになりました。そこで選考して頂いたものを委嘱する、こういう制度になつておりました。なか／＼人を得られないというやうな事情で定員まで参つておらないので、人が少なくて足らないことはございせん。○宮城タマヨ君 保護司は無給なもの

で幾らということになつておりますか。○政府委員（齋藤三郎君） 保護司は社会奉仕者であることに法律でも明記いたしております。決して物質的なものを対象としてお仕事をやつておられるのはございせんが、ただ實際上相当の費用を要することになつております。殊に現在のように保護観察を徹底してやる、さうして保護観察の責任者は地方の委員会が責任を持つておりますので、保護司さんが実際にやつておられる保護観察の実績も地方委員会、その出先機関である保護観察所が十分それを承知して、場合によつては適切な指導もするといふことが必要になつて参りますので、全国四万数千の保護司が七百幾つ保護区に分れまして、その保護区ごとに、極く辺鄙な所はさうに参りませんが、定例的に毎月一回保護司会議を開いて、そこに保護司の担当としておる観察官が出張いたしまして、その事件の報告を受け、適切な指導連絡をする、こういうことにいたしております。その仕事等にも相当費用を要するのであります、さうな補助の実費弁償という形で補助費を国庫から頂戴しております。その額は大体一件について、一昨年度は三十五円、月三十五円だつたと思ひます。昨年度は七十円、本年度が百円、来年度は百二十円、こういうことで現在予算案が組まれて国会に出されておるやうな状況でございます。そのほか

に謝金といひまして、一人に一年間に五百円という金額を出してあります。この謝金も増額を希望いたしておりますのであります。他の多数おられる委員との振合ひ上、財政上困難であるという理由で、これは二、三年前と同額でございます。○宮城タマヨ君 この頃のことでございますから一件お持ちになつてお歩きになつても随分足代がいたと思ひますが、殊にまあ例へば神奈川まで、或いは山梨にまで、或いはときに大阪までも子供を連れに行つた、送つたといふ費用もみんなこちらの委員会が持つといふわけではないのでございす。○政府委員（齋藤三郎君） 現在保護司さんはやはり無給の非常勤公務員でございます。さうな関係で環境調整に入つた場合には、いつ出したらよろしいかという時期を見て、委員会決定するので、この改善更生を図るキー・ポイントになります。その時期をきめるのは、所内でのいふ／＼な成績と、それから受入れる社会環境と言いますか、親元が現在どうなつておるか、そこに又親と不仲の場合があればこれを調整するとか、いふ／＼な環境を調整して、それを地方委員会に報告いたす。その環境調整のためにお歩きになる旅費だけは昨年度から頂戴しております。来年度もそれは見込まれております。同行の場合、少年を施設から出します際には、非帯に少年のほうでは家出したあぐけに、又刑務所や少年院に入つたという場合が非常に多いのでございす。従ひまして非常に敷居が高い、親元へ帰りにくい、さうすると結局又横道へそれるというやうな関係でございすので、できるだけ原則的に同行いたすようにいたしております。その旅費は出せることになつて

○宮城タマヨ君 次の機会にいたしま
す。
○委員長(小野義夫君) それでは本日
はこれにて散会いたします。
午後三時五十八分散会

二月十六日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。

一、工場抵当法及び鉱業抵当法の一
部を改正する法律案

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部
を改正する法律案

工場抵当法及び鉱業抵当法の一
部を改正する法律案

第一條 工場抵当法(明治三十八年
法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八條第三項を次のように改め
る。

工場財団は抵当権ノ登記ガ全部
抹消セラレタル後若ハ抵当権ガ
第四十二條ノ二第二項ノ規定ニ
依リ消滅シタル後三箇月内ニ新
ナル抵当権ノ設定ノ登記ヲ受ケ
ザルトキ又ハ第四十四條ノ二ノ
規定ニ依リ登記ヲ為シタルトキ
ハ消滅ス

第十條中「二箇月」を「三箇月」
に改める。

第十七條の次に次の三條を加え
る。

第十七條ノ二 工場財団ヲ分割ス
ル場合ニ於テ分割後ノ工場財団
ニシテ其ノ登記所ノ管轄地内ニ
之ヲ組成スル工場ナキニ至ルモ
ノアルトキハ登記所ハ分割ノ登
記ヲ為シタル後遅滞ナク其ノ工
場財団ニ関スル登記用紙及其ノ

附屬書類又ハ其ノ謄本並ニ工場
財団目録ヲ前條ノ規定ニ依ル其
ノ工場財団ノ管轄登記所ニ移送
スベシ

第十七條ノ三 前條ノ規定ハ第三
十八條第一項ノ登記ヲ為ス場合
ニ於テ工場財団ヲ組成スル工場
ガ其ノ登記所ノ管轄地内ニナキ
ニ至ルトキニ之ヲ準用ス

第十七條ノ四 第十七條第二項ノ
規定ハ合併セントスル工場財団
ガ數箇ノ登記所ノ管轄ニ属スル
場合ニ之ヲ準用ス但シ合併セン
トスル數箇ノ工場財団ノ内既登
記ノ抵当権ノ目的タルモノアル
トキハ其ノ工場財団ノ登記ヲ管
轄スル登記所ヲ以テ管轄登記所
トス

前項ノ場合ニ於テ合併ノ登記ノ
申請アリタルトキハ管轄登記所
ハ其ノ旨ヲ他ノ登記所ニ通知ス
ベシ
前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ
合併スベキ工場財団ニ関スル登
記用紙及其ノ附屬書類又ハ其ノ
謄本並ニ工場財団目録ヲ遅滞ナ
ク管轄登記所ニ移送スベシ但シ
其ノ登記用紙ニ所有権ノ登記以
外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在
ラズ
前項但書ノ場合ニ於テハ遅滞ナ
ク其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知ス
ベシ
第二十二條に次の一項を加え
る。
數箇ノ工場ニ付工場財団ヲ設ケ
ル場合ニ於テハ第一項ノ目録ハ
工場毎ニ之ヲ調製スベシ
第三十九條に次の一項を加え
る。

第二十二條第三項ノ規定ハ第一
項ノ目録ニ之ヲ準用ス
第四十二條の次に次の六條を加
える。

第四十二條ノ二 工場ノ所有者ハ
數箇ノ工場ニ付設定シタル一箇
ノ工場財団ヲ分割シテ數箇ノ工
場財団ト為スコトヲ得
抵当権ノ目的タル甲工場財団ヲ
分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団
ト為シタルトキハ其ノ抵当権ハ
乙工場財団ニ付消滅ス

前項ノ場合ニ於ケル工場財団ノ
分割ハ抵当権者ガ乙工場財団ニ
付抵当権ノ消滅ヲ承諾スルニ非
ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第四十二條ノ三 工場ノ所有者ハ
數箇ノ工場財団ヲ合併シテ一箇
ノ工場財団ト為スコトヲ得但シ
合併セントスル工場財団ノ登記
用紙ニ所有権及抵当権ノ登記以
外ノ登記以外ノ登記アルトキ又
ハ合併セントスル數箇ノ工場財
団ノ内二箇以上ノ工場財団ニ付
既登記ノ抵当権アルトキハ此ノ
限ニ在ラズ工場財団ヲ合併シタ
ルトキハ抵当権ハ合併後ノ工場
財団ノ全部ニ及ブ

第四十二條ノ四 工場財団ノ分割
又ハ合併ハ其ノ登記ヲ為スニ依
リテ之ヲ為ス

第四十二條ノ五 前條ノ登記ノ申
請書ニハ工場財団ノ分合ヲ記載
シ仍ホ既登記ノ抵当権ノ目的タ
ル工場財団ノ分割ノ登記ヲ申請
スル場合ニ於テハ分割後抵当権
ノ消滅スル工場財団ヲ表示シ且
第四十二條ノ二第三項ノ規定ニ
依リ抵当権者ノ承諾アリタルコ
トヲ証スル書面ヲ添附スベシ

第四十二條ノ六 甲工場財団ヲ分
割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団ト
為ス場合ニ於テ分割ノ登記ヲ為
ストキハ登記用紙中表示欄ニ分
割ニ因リテ甲工場財団ノ登記用
紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団
ノ目録中乙工場財団ニ属スベキ
工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工
場財団ノ目録ト為スコトヲ得

前二項ノ手続ヲ為シタルトキハ
甲工場財団ノ登記用紙中表示欄
ニ残余工場ノ表示ヲ為シ分割ニ
因リテ他ノ工場ヲ乙工場財団ノ
登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ
前ノ表示及其ノ番号ヲ朱抹スベ
シ

第一項ノ場合ニ於テハ乙工場財
団ノ登記用紙中甲区事項欄ニ甲
工場財団ノ登記用紙ヨリ所有権
ニ関スル登記ヲ転写シ申請書受
付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ
登記官吏捺印スベシ

第四十二條ノ七 甲工場財団ト乙
工場財団トヲ合併スル場合ニ於
テ合併ノ登記ヲ為ストキハ甲工
場財団(合併セントスル工場財
団ノ内既登記ノ抵当権ノ目的タ
ルモノアルトキハ其ノ工場財
団)ノ登記用紙中表示欄ニ合併
ニ因リテ乙工場財団ノ登記用紙
ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表
示及其ノ番号ヲ朱抹スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団
ノ目録及乙工場財団ノ目録ヲ合
併後ノ工場財団ノ目録ト為スコ
トヲ得

乙工場財団ノ登記用紙中表示欄
ニハ合併ニ因リテ甲工場財団ノ
登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ
乙工場財団ノ表示及其ノ番号ヲ
朱抹シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベ
シ

甲工場財団ノ登記用紙中甲区事
項欄ニ乙工場財団ノ登記用紙ヨ
リ所有権ニ関スル登記ヲ移シ其
ノ登記ガ乙工場財団タリシ部分
ノミニ関スル旨、申請書受付ノ
年月日及受付番号ヲ記載シ登記
官吏捺印スベシ

第四十四條の次に次の二條を加
える。

第四十四條ノ二 工場財団ニ付抵
当権ノ登記ガ全部抹消セラレタ
ルトキ又ハ抵当権ガ第四十二條
ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シ
タルトキハ所有者ハ工場財団ノ
消滅ノ登記ヲ申請スルコトヲ得
但シ其ノ工場財団ノ登記用紙ニ
所有権ノ登記以外ノ登記アルト
キハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條ノ三 工場財団ヲ目的
トスル抵当権ガ消滅シタルトキ
ハ当事者ハ遅滞ナク其ノ登記ノ
抹消ヲ申請スベシ

第四十八條第一項中「抵当権ノ
登記ガ全部抹消セラレタルトキ」
を「第八條第三項ノ規定ニ依リ工
場財団ガ消滅シタルトキ」に改め
る。

第四十九條及び第五十條を次の
ように改める。
第四十九條 工場ノ所有者ガ譲渡
又ハ質入ノ目的ヲ以テ本法ノ規
定ニ依リテ抵当権ノ目的タル動
産ヲ第三者ニ引渡シタルトキハ
一年以下ノ懲役又ハ十萬圓以下

ノ罰金ニ処ス
法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

第五十條 前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

第二條 鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一号を加える。

六 工業所有権

第二條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二 探掘權ハ租鉱權ノ目的タルトキト雖モ之ヲ鉱業財團ニ屬セシムルコトヲ得

鉱業財團ニ屬スル探掘權ハ抵当權者ノ同意ヲ得テ之ヲ租鉱權ノ目的ト為スコトヲ得

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の工場抵当法第十條の規定は、この法律の施行の際現に効力を有する工場財團の所有権保存の登記で、その工場財團につきまだ抵当権設定の登記がなされてないものについて、適用する。

3 この法律の施行前に提出された工場財団目録は、法務府令の定めるところにより、改製する。

4 前項の工場財団目録につき工場抵当法第三十九條第一項の規定により提出すべき目録については、

その工場財団目録が前項の規定により改製されるまでは、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に所有権保存の登記の申請があつた工場財団の分割又は合併は、第三項の規定により工場財団目録が改製された後でなければ、することができない。

6 この法律の施行前に抵当権の消滅に因り既に消滅した工場財団の登記用紙の閉鎖については、なお従前の例による。

7 この法律による改正後の工場抵当法の規定により登記用紙を移送すべき登記所若しくはその移送を受ける登記所又は工場財団の分割の登記をする登記所が不動産登記法等の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第五十号）附則第二項の規定による工場財団登記簿の改製を完了しない登記所である場合における登記について必要な事項は、法務府令で定める。

8 前六項の規定は、鉱業財団及び漁業財団の登記に、第二項から第六項までの規定は、港湾運送事業財団の登記に準用する。

二月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、軍事裁判被告の釈放に関する請願（第五三八号）

一、戦犯者の釈放等に関する請願（第五四二号）

第五三八号 昭和二十七年二月四日受理

軍事裁判被告の釈放に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市小矢部町一、三〇二 飯田 びで外五名

紹介議員 須藤 五郎君

飯田七三外三名は昨年十二月二日葛飾区柴又町において会議中、長谷川浩名儀の逮捕状で不当に逮捕され、現在まで三回も日本の警察から警察へとたらい回しされ、民主主義的裁判の原則に反し既に三箇月も拘留され人権をじゅうりんされている。また拘禁されている人々は体力も非常に弱つており、家族もまた一家の支柱を奪われ苦しい生活を送っているから、すみやかにこの問題を解決して拘禁中の者を釈放されたいとの請願。

第五四二号 昭和二十七年二月四日受理

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者 広島県佐伯郡五日市町 桂武夫外百六名

紹介議員 梅原 眞隆君

講和の成立に際しすみやかに処理すべき問題の中、戦犯の問題は特別に考慮せらるべきものであるから、戦犯者および家族の心情に思いをいたされ、（一）仮出所有資格者の出所、（二）講和成立に際して特赦減刑、（三）外地服役者の国内帰還、（四）戦犯者の遺骨の收容等の実現について、関係方面と充分なる接衝を行われたいとの請願。

昭和二十七年三月六日印刷

昭和二十七年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁